公益財団法人芸備協会 奨 学 金 規 程

東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー22階 広島県東京事務所内

公益財団法人芸備協会 電 話(03)3580-0851

公益財団法人芸備協会奨学金規定

第一章 総 則

(通則)

第1条 公益財団法人芸備協会定款第4条第1項に規定する奨学金の貸与事業についての規程を 定める。

(奨学生の資格)

第2条 本協会の奨学生となり、奨学金の貸与を受ける者は、広島県出身の子弟であって、東京都内並びにその周辺に所在する大学(大学院含む)及び高等専門学校に在学し、学業、人物ともに優秀かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。

(奨学金の貸与期間及び金額)

- 第3条 奨学金を貸与する期間は、正規の最短修業期間とする。
- 2 前項の期間中に貸与する奨学金の額は、次のとおりとする。

月額 20,000円

第二章 奨学生の決定と奨学金の貸与

(奨学生願書提出)

第4条 奨学生志望者は、奨学生願書に、在学証明書及び出身高等学校の成績証明書を添えて本会に提出するものとする。

(奨学生の決定)

- 第5条 奨学生の決定は、理事をもって構成する奨学生選考委員の選考により決定し、その結果を本人に通知する。
- 2 前項の決定を受けたものは、連帯保証人と連署した奨学金貸与申請書を本会あて提出するものと する。
- 3 連帯保証人は、本人の父母兄姉又はこれに代わる者でなければならない。

(奨学金の貸与)

- 第6条 奨学金は、3か月分を合わせて貸与する。特別の事情があるときは、4か月分以上を合わせて 貸与することができる。
- 2 奨学金の貸与は、原則として現金受け渡しによるものとする。

(学業成績及び生活状況の報告)

第7条 奨学生は、毎学年末に学業成績表及び生活状況報告書を代表理事あてに提出しなければ ならない。

(異動届出)

- 第8条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、連帯保証人と連署のうえ,ただちに届け出なけれ ばならない。
 - 一 休学、復学、転学又は退学したとき
 - 二 停学、留年その他の処分を受けたとき

- 三 連帯保証人を変更したとき
- 四 本人又は連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

(奨学金の休止)

- 第9条 奨学生が休学し又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の貸与を休止する。
- 2 奨学生の学業又は性行などの状況により必要があると認めたときは奨学金の貸与を停止することができる。

(奨学金の復活)

第10条 前条の規定により奨学金の貸与を休止又は停止された者が、その事由が止んで願い出たとき は、奨学金の貸与を復活することができる。

(奨学金の貸与の廃止)

- 第11条 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、在学学校長の意見を徴して奨学金の貸 与を廃止することがある。
 - 一 疾病などのために成業の見込みがなくなったとき
 - 二 学業成績又は操行が不良となったとき
 - 三 奨学金を必要としない事由が生じたとき
 - 四 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があるとき
 - 五 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
 - 六 その他第2条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

(奨学金の辞退)

第12条 奨学生は、随時奨学金の辞退を申し出ることができる。

(奨学金借用証書の提出)

- 第13条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、在学中貸与を受けた奨学金の金額について、 奨学金借用証書を作成し、連帯保証人と連署のうえ、ただちに提出しなければならない。
 - 一 卒業若しくは修了し、又は奨学金貸与期間が満了したとき
 - 二 第11条の規定により奨学金の貸与を廃止されたとき
 - 三 退学したとき
 - 四 奨学金を辞退したとき

(奨学金の利息)

第14条 奨学金の貸与は、無利息とする。ただし、返還期間が10年を経過した後は、残額につき年5分 の利息を付する。

第三章 奨学金の返還

(奨学金の返環)

- 第15条 奨学生が第13条の各号の一に該当するときは、貸与の終了した月の翌月から起算して1年を 経過した後、10年以内に貸与された奨学金の全額を返還 しなければならない。
- 2 前項の奨学金の返還は年賦、月賦又はその他の1年以内の割賦の方法によらなければならない。ただし、奨学生であった者の都合により、いつでも繰上げ返還することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、奨学金の貸与を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、貸与した奨学金の全部又は一部につき、繰上げ償還させることができる。

- 一 奨学金を貸与の目的以外に使用したとき
- 二 偽りの申請その他の不正の手段によって貸与を受けたとき
- 三 返還金の支払いを怠ったとき

(奨学金の返還猶予)

- 第16条 奨学生であった者が次の各号の一に該当する場合は、届出によって奨学金の返還を猶予する ことができる。
 - 一 災害により損害をこうむったため返還が困難となったとき
 - 二 傷病により返還が困難となったとき
 - 三 大学、大学院又はこれらと同程度の学校に在学するとき
 - 四 医学実地修練に従事するとき
 - 五 外国にあって学校に在学し、又は研究に従事するとき
 - 六 その他、真にやむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき
- 2 返還猶予の期間は、前項第三号又は第四号に該当するときは、その事由の継続中とする。その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、さらに事由が継続するときは、願出により重ねて1年ずつ延長することができる。ただし、第六号に該当するときは、通じて5年を限度とする。

(返還猶予の願出)

第17条 奨学金の返還猶予を受けようとする者は、その事由に応じてそれぞれ証明することができる書類を添付し連帯保証人と連署のうえ、奨学金返還猶予願を提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第18条 奨学金の返還猶予の提出があったときは、代表理事において審査決定し、その結果を通知する。

(奨学生であった者の届出)

- 第19条 奨学生が第13条各号の一に該当するときは、6か月以内にその住所及び勤務先を届け出な ければならない。
- 2 奨学生であった者が大学又は大学院に入学又は復学したときは、在学証明書を添えてただちに届け 出なければならない。
- 3 奨学生であった者は、奨学金返還完了前に氏名、住所、勤務先その他重要な事項に変更があったときは、ただちに届け出さなければならない。
- 4 奨学生であった者は、その連帯保証人を変更したとき又はそれらの氏名、住所、その他重要な事項に 変更があったときは、ただちに届け出なければならない。

(死亡の届出)

- 第20条 奨学生が死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、死亡診断書を添えてただちに死亡届 を提出しなければならない。
- 2 奨学生であった者が、奨学金返還完了前に死亡したときは、相続人又は連帯保証人は、死亡診断 書を添えてただちに死亡届を提出しなければならない。

第四章 奨学金の返還免除

(奨学金の返還免除)

第21条 奨学生又は奨学生であった者が死亡し、又は不具廃疾のため、精神もしくは身体の機能に著しい障害を生じて労働能力を喪失し、その奨学金の返納未済額の全部又は一部について返還不能

となったとき、その他特に必要があるときは、その全部又は一部の返還を免除することができる。

(返還免除の願出)

- 第22条 奨学金の返還免除を受けようとするときは、本人又は相続人は、連帯保証人と連署のうえ、次の各号の書類を添付し奨学金返還免除願を提出しなければならない。
 - 一 死亡によるときは戸籍抄本、不具廃疾によるときはその事実及び程度を証する医師の診断書
 - 二 返還不能の事実を証する書類

(返還免除願出の期限)

第23条 奨学金返還免除願は、返還不能の事由が生じたときから1年以内に提出しなければならない。 ただし、特別の事情があったと認められるときは、更に1年以内にその期限を延長することができる。

(返還免除の決定)

第24条 奨学金返還免除願の提出があったときは、会長において審査決定し、その結果を本人、相続 人又は連帯保証人に通知する。

第五章 奨学生の指導

(奨学生の指導)

第25条 本協会は奨学生を将来社会有用の人材として育成するために必要な一般教養の高揚その他の指導及び奨学生の学業成績及び生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

第六章 補 則

(実施細目)

第26条 この規程の実施について必要な事項は、別にこれを定める。

付則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。